

平成 19 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 ダヴィンチ・アドバイザーズ  
代表者名 代表取締役社長 金子 修  
(コード 4314 大証ヘラクレス)

自己株式を対価とする株式の取得に伴う子会社の異動（取得）及び業務提携に関するお知らせ

平成 19 年 7 月 12 日開催の取締役会（以下「本件取締役会」といいます。）において、当社は、オーストラリアにおいて不動産ファンド事業を展開していくために、同国内の法人である Quantum Group Holdings Pty Ltd. 社（以下「Quantum 社」といいます。）の発行済株式総数の 80%を 20.8 百万オーストラリアドルの価額にて取得し、子会社化したうえで、Quantum 社と不動産投資事業について業務提携することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1 株式の取得及び業務提携の理由並びに業務提携の内容

Quantum 社は 1986 年の設立以来、オーストラリアにおいて不動産ファンドの組成及び出資の募集並びにファイナンシャルアドバイザーを主な事業とする不動産事業を行っています。

今回の Quantum 社の子会社化により、当社と Quantum 社とは、当社と Quantum 社の代表者である Peter Geoffrey Gribble 氏との間の株主間契約（以下「本件株主間契約」といいます。）を通じた業務提携により、主に以下 2 つの事業を推進してまいります。

- 1) 当社が日本国内の不動産を投資対象としたファンドを組成し、Quantum 社がオーストラリア国内の投資家に対する出資の募集と運用を行う。
- 2) Quantum 社がオーストラリア国内の不動産を投資対象としたオポチュニティファンドを組成し、当社が抱える国内外の年金、財団、基金などの投資家に対して出資を募集し、Quantum 社が運用を行う。

当社にとって Quantum 社との業務提携は、投資対象不動産の多様化と更なる事業基盤の拡大に寄与するものと考えています。

2 異動する子会社及び業務提携先の概要（平成 19 年 3 月末現在）

- (1)商 号 Quantum Group Holdings Pty Ltd.
- (2)代 表 者 Peter Geoffrey Gribble
- (3)所 在 地 Level 9, 49-51 York Street, Sydney NSW 2000, Australia
- (4)設 立 1986 年
- (5)主な事業内容 不動産ファンドの組成及び出資の募集並びにファイナンシャルアドバイザー業務など

- (6)決算期 6月30日  
 (7)従業員数 25名  
 (8)資本金 679千オーストラリアドル  
 (9)発行済株式総数 679,858株  
 (10)大株主構成及び所有割合
- |                        |         |
|------------------------|---------|
| Peter Geoffrey Gribble | 1.43 %  |
| Rachael Louise Gribble | 85.00 % |
| Pibrac Unit Trust      | 13.57 % |

(11)最近事業年度における業績の動向

	平成 18 年 6 月 期	平成 17 年 6 月 期
売上高	6,924 千豪ドル	6,236 千豪ドル
税 前 利 益	3,321 千豪ドル	3,050 千豪ドル
純 利 益	2,337 千豪ドル	2,131 千豪ドル
総 資 産	11,073 千豪ドル	7,264 千豪ドル
株 主 資 本	6,631 千豪ドル	3,669 千豪ドル

3 株式の取得先

- (1) Peter Geoffrey Gribble (住所: Pibrac Avenue, Warrawee, NSW 2074, Australia) : 9,711 株  
 (2) Rachael Louise Gribble (住所: Pibrac Avenue, Warrawee, NSW 2074, Australia) : 534,177 株

4 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

- (1) 異動前の所有株式数 0 株 (所有割合 0%)  
 (議決権の数 0 個)  
 (2) 取得株式数 543,888 株 (取得価額 20.8 百万オーストラリアドル)  
 (議決権の数 543,888 個)  
 (3) 異動後の所有株式数 543,888 株 (所有割合 80%)  
 (議決権の数 543,888 個)  
 (4) コール及びプット・オプション

本件株主間契約に基づき、当社は Quantum 社発行済株式数の残り 20%について平成 24 年 7 月 27 日以降コール・オプションの権利を保有する一方、当社以外の Quantum 社の株主は平成 24 年 7 月 27 日以降プット・オプションの権利を保有します。

5 支払方法

取得価額 20.8 百万オーストラリアドルのうち、5.2 百万オーストラリアドルを現金で支払い、残額の 15.6 百万オーストラリアドルについては、当社保有自己株式 30,044 株のうち普通株式 9,611 株の交付をもって対価の支払いとします。なお、当該株式数は、以下の算式により決定いたしました。

1,633.94 百万円 (15.6 百万オーストラリアドル×平成 19 年 7 月 11 日為替レート) ÷ 170,000 円

※170,000 円 = 平成 19 年 1 月 4 日から 6 月末日までの取引日平均価格の加重平均値に一定のプレミアムを加味した価格。

但し、当社の普通株式の市場価格の変動に伴う調整として、以下の①及び②に記載する取扱いを致します。

- ① 当社普通株式の、大阪証券取引所における取締役会開催日の直前の取引日の取引終値（以下「本件取締役会開催日直前終値」といいます。）が 170,000 円未満の場合には、当社は、取引実行日に、当社自己株式の処分先である Rachael Louise Gribble 氏に対し、以下の算式により求められる A の値の金額を支払います。

$$A=1/3 \times 9,611 \text{ 株} \times (170,000 \text{ 円} - \text{取締役会開催日直前終値})$$

- ② 当社普通株式の、大阪証券取引所における平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの期間の取引日平均価格の加重平均値として第三者機関が合理的に算定した価格（以下「対象期間加重平均値」といいます。）が 170,000 円未満の場合には、当社は、平成 20 年 7 月 1 日に、当社自己株式の処分先である Rachael Louise Gribble 氏に対して、以下 B の算式により求められる金額を支払います。

$$B=2/3 \times 9,611 \text{ 株} \times (170,000 \text{ 円} - \text{対象期間加重平均値})$$

但し、対象期間加重平均値が取締役会開催日直前終値を下回った場合には、以下 C の算式により求められる金額を支払います。

$$C=2/3 \times 9,611 \text{ 株} \times (170,000 \text{ 円} - \text{本件取締役会開催日直前終値})$$

6 当社自己株式の処分先 Rachael Louise Gribble 氏

7 当社と当社自己株式処分先との継続保有に関する取り決め（ロック・アップ条項）

- ① 平成 21 年 7 月 27 日以降上限  $1/3 \times 9,611$  株売却可能です。  
② 平成 22 年 7 月 27 日以降上限  $1/3 \times 9,611$  株売却可能です。  
③ 平成 23 年 7 月 27 日以降上限  $1/3 \times 9,611$  株売却可能です。

8 保有自己株式残高

今回処分後の保有自己株式数は 20,433 株となります。

9 日程

平成 19 年 7 月 12 日

取締役会決議

平成 19 年 7 月 27 日

株式譲渡期日、子会社の異動日

10 業績に与える見通し

今回の子会社取得による平成 19 年 12 月期の業績見通し及び、平成 20 年 12 月期の業績に与える影響は軽微です。

以 上